

公布された条例のあらまし

○地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第 33 号）

- 1 地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、佐賀県監査委員条例ほか 3 条例について、引用条項を改めることとした。
- 2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

○佐賀県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）

- 1 行政手続法の改正を踏まえ、不利益処分に係る聴聞の通知における公示送達の方法を改めることとした。（第 15 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 35 号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1 ～別表第 4 関係）

(2) 初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 7 条の 3 関係）

(3) 通勤手当の改定

通勤手当について、通勤のため自転車等を使用することを常例とする職員に支給する支給額の限度額を改定するとともに、通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員であって、自転車等の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、5,000 円を超えない範囲内で 1箇月当たりの駐車料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 10 条関係）

(4) 特地勤務手当について、地域手当その他の給与との調整等を行わないこととした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 11 条の 2 関係）

(5) 特地勤務手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受けることとなった職員が特地公署又は準特地公署に勤務するため住居を移転した場合にも支給できることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 11 条の 3 関係）

(6) 宿日直手当について、支給額の限度額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 16 条の 2 関係）

(7) 期末手当の改定

ア 期末手当について、支給割合を 100 分の 127.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 107.5）に引き上げること等とした。（条例第

1 条の規定による改正後の第 17 条関係)

イ 期末手当について、支給割合を 100 分の 126.25（特定幹部職員にあっては、100 分の 106.25）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条関係）

(8) 勤勉手当の改定

ア 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 107.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 127.5）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

イ 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 106.25（特定幹部職員にあっては、100 分の 126.25）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

2 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 177.5 に引き上げることとした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 3 条関係）

(2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き下げることとした。（条例第 4 条の規定による改正後の第 3 条関係）

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

特定任期付職員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 7 条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 期末手当について、支給割合を 100 分の 97.5 に引き上げることとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 8 条関係）

イ 期末手当について、支給割合を 100 分の 96.25 に引き下げることとした。（条例第 6 条の規定による改正後の第 8 条関係）

(3) 勤勉手当の改定

ア 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 90 に引き上げることとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 8 条関係）

イ 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 88.75 に引き下げることとした。（条例第 6 条の規定による改正後の第 8 条関係）

(4) その他所要の改正を行うこととした。

4 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

第 1 号及び第 2 号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 7 条の規定による改正後の第 5 条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 期末手当について、支給割合を 100 分の 177.5 に引き上げることとした。（条例第 7 条の規定による改正後の第 6 条関係）

イ 期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き下げることとした。（条例第 8 条の規定による改正後の第 6 条関係）

5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (3)、1 (7)イ、1 (8)イ、2 (2)、3 (2)イ、3 (3)イ及び4 (2)イは令和 8 年 4 月 1 日から施行し、1 (1)、1 (2)、1 (4)、1 (5)、1 (6)、3 (1)及び4 (1)は令和 7 年 4 月 1 日から、1 (7)ア、1 (8)ア、2 (1)、3 (2)ア、3 (3)ア及び4 (2)アは令和 7 年 12 月 1 日から適用することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（第 3 号において「法」という。）に基づく次に掲げる事務の手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
 - (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可、計画の変更の許可及び中間検査に係る事務
 - (2) 土石の堆積に関する工事の許可、計画の変更の許可及び中間検査に係る事務
 - (3) 法の規定に適合していることを証する書面の交付に係る事務
- 2 この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行することとした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の一部を唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、有田町、江北町、白石町及び太良町が処理することとした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 38 号）

- 1 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正関係
 - (1) 給料表の改定
 - ア 全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1 ～別表第 4 関係）
 - イ 高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表について、表の額に加算する額を改定するとともに、新たに加算する職務の級を追加することとした。（条例第 2 条の規定による改正後の別表第 1 及び別表第 2 関係）
 - (2) 通勤手当の改定
 - 通勤手当について、通勤のため自転車等を使用することを常例とする職員に支給する支給額の限度額を改定するとともに、通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員であって、自転車等の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、5,000 円を超えない範囲内で 1箇月当たりの駐車料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 11 条の 3 関係）
 - (3) 宿日直手当について、支給額の限度額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 18 条関係）
 - (4) 時間外勤務手当等に関する規定が適用除外となっている教育職員から、指導改善研修被認定者を除くこととした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 19 条関係）
 - (5) 期末手当の改定
 - ア 期末手当について、支給割合を 100 分の 127.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 107.5）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 20 条関係）
 - イ 期末手当について、支給割合を 100 分の 126.25（特定幹部職員にあっては、100 分の 106.25）に引き下げること等とした。（条例

第2条の規定による改正後の第20条関係)

- (6) 勤勉手当の改定
 - ア 勤勉手当について、支給割合を100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）に引き上げることとした。（条例第1条の規定による改正後の第21条関係）
 - イ 勤勉手当について、支給割合を100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）に引き下げることとした。（条例第2条の規定による改正後の第21条関係）
- (7) 義務教育等教員特別手当について、支給額の限度額を改定することとした。（条例第1条の規定による改正後の第21条の2関係）
- 2 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第36号）の一部改正関係
 - 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（条例第3条の規定による改正後の附則第3条関係）
- 3 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正関係
 - (1) 多学年学級担当手当に係る規定を削除するとともに、教員特殊業務手当について、児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導業務に係る支給額を改定することとした。（条例第4条の規定による改正後の第3条及び第7条関係）
 - (2) その他所要の改正を行うこととした。
- 4 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第11号）の一部改正関係
 - 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（条例第5条の規定による改正後の附則第6条関係）
- 5 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正関係
 - (1) 教職調整額について、教育職員のうち、指導改善研修被認定者には支給しないこととするとともに、支給額を給料月額の100分の10に相当する額とし、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間、段階的に引き上げることとした。（条例第6条の規定による改正後の第3条及び附則第4項関係）
 - (2) 時間外勤務等を命じないこととする教育職員から、指導改善研修被認定者を除くこととした。（条例第6条の規定による改正後の第6条関係）
 - (3) その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(1)イ、1(4)、1(7)及び3から5までは令和8年1月1日から施行し、1(2)、1(5)イ及び1(6)イは令和8年4月1日から施行し、1(1)ア及び1(3)は令和7年4月1日から、1(5)ア及び1(6)アは令和7年12月1日から適用することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第 1 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）

- 1 大学等における修学の支援に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第 9 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）

- 1 道路法施行令が改正され、道路の占用の許可に係る施設が追加されたことに伴い、当該施設に係る占用料の額について定めることとした。
(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）

- 1 建築基準法施行令の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（別表関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）

- 1 期末手当の改定
 - (1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 177.5 に引き上げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 3 条関係）
 - (2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き下げるのこととした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (2) は令和 8 年 4 月 1 日から施行し、1 (1) は令和 7 年 12 月 1 日から適用することとした。